

会 議 録

様式第3号

会 議 名	平成15年度(第5回)川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局	生活・人権部 保険年金課 (内線2621)		
開 催 日 時	平成16年1月28日(水) 午後1時30分～午後1時47分		
開 催 場 所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委 員	今中 利信 北川 武志 坂上 衛 藪内 玲子 釜本 晋子 富山 要介 頭司 康二 水和 久 安藤 修 植田 康子 佐々木忠利 加門 達彦	
	そ の 他		
	事 務 局	柴生市長 畑尾助役 井上部長 竹本室長 今北課長 溝畑課長 井谷課長補佐 春日副主幹 生田主査	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 不可・一部不可	傍聴者数	無
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1)平成16年度川西市国民健康保険税率について (2)その他		
開 催 結 果	(1)平成16年度川西市国民健康保険税率について 別紙「答申案」のとおり決定。 (2)その他 なし		

審 議 経 過

1. 会長あいさつ

2. 協議事項

平成16年度川西市国民健康保険税の税率変更について
答申案を事務局が朗読

川西市国民健康保険税の税率変更について

(答申)案

平成16年1月23日付諮問第1号で当運営協議会に対し諮問のあった標記のことについて下記のとおり答申します。

記

今日の国民健康保険においては、その制度上、高齢者や低所得者の占める割合が高く、税負担に比べ医療給付費が多く、また、その割合は年々増加傾向にある。更に1人当たり介護納付金の上昇により財政基盤は極めて脆弱であります。

これらの対応として、国においては、患者一部負担金、高額療養費の自己負担限度額、老人医療費拠出金の算定方法等を見直し、国保の財政基盤を強化する制度改正が順次実施されているところであるが、依然として厳しい状況にあるといえる。加えて、本市における国保財政は、平成10年度以降実質赤字決算となっており、本年度においても大幅な赤字が見込まれ一層厳しい状況になるものと考えられる。

このような現状及び平成16年度における国保財政の収支試算状況を踏まえ、慎重に審議した結果、今回の変更については、現在の経済情勢等から非常に厳しいが、国保運営の安定化を図るため早期の赤字解消に向けて、今回の改定はやむを得ないとの結論に達した。

1. 医療給付費分国民健康保険税課税限度額等の変更について

医療給付費分国民健康保険税の課税限度額は52万円に、所得割額は100分の700にそれぞれ改定もやむを得ない。

2. 介護納付金分国民健康保険税課税限度額等の変更について

介護納付金分国民健康保険税の課税限度額は8万円に、所得割額は100分の100に、被保険者均等割額は6,000円に、世帯別平等割額は3,500円にそれぞれ改定もやむを得ない。

3. 今後の対策について

国民健康保険事業の安定的な運営を行うため

- (1) 被保険者間の負担の公平性の観点から、徴収体制の更なる充実強化を図るとともに、滞納者の実態把握を強化しその形態を分析したうえ、それぞれの形態に応じた実効的な対策を速やかに講じるなど、より一層の収納率向上に努力されたい。
- (2) 国民健康保険制度安定化のため、国に対し医療保険制度の改革を要請するとともに、国庫及び県補助金の増額を要望し、その獲得に格段の努力を行い、

国保財政の健全化に努められたい。

(3) 医療費は原則として、保険税と国庫支出金で賄われるべきものであるが、国保財政の厳しい現状を踏まえ、一般会計からの繰入にも引き続き努力すると共に、保険税の理解を得るためのより分かりやすいPRに努められたい。

(4) 国民健康保険被保険者の健康保持に資するため、保健事業の一層の充実に努力されたい。

答申案について質問・意見なし

《会長》答申案について賛成の方挙手願います。

委員 全員挙手

会長から答申書を市長に手渡した

市長からお礼のあいさつ

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。